

令和7年度エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要領

令和7年1月21日

内閣府政策統括官（共生・共助担当）決定

1 目的

本要領は、「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例の紹介事業実施要綱」（平成7年9月8日総務庁長官決定）6に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、高齢社会における生き方の例として、高齢者が年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活を送ること（以下「エイジレス・ライフ」という。）を実践している事例及び高齢者がグループ等で就業や、地域社会活動、世代間交流などの社会参加活動（以下「社会参加活動」という。）を積極的に行っている事例（以下「紹介事例」という。）を広く紹介し、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする国民の参考に供することを目的とする。

2 紹介事例の具体的類型及び事例区分

対象となる具体的類型及び事例区分は、以下のとおりとする。

なお、紹介事例の選考に当たっては、社会的孤立の防止、安全・安心かつ豊かに暮らせるコミュニティづくり、デジタル技術の活用といった内容が盛り込まれている取組事例を始め、特に、高齢期を新しい価値観で取り組む事例やイノベティブな取組、多世代や他団体等と連携して取り組む事例、地域課題の解決や先進的な社会の実現に向けて参考になるような事例を積極的に紹介すること。

（1） エイジレス・ライフ実践事例として紹介する個人（以下「実践者」という。）

- ア 過去に培った知識や経験を高齢期での社会生活に生かしているもの
- イ 高齢期に入る前から計画的に準備し、成果を上げているもの
- ウ 今までの職務や経歴にとらわれることなく、高齢期を新しい価値観で生きているもの
- エ 地域社会においてリーダーやコーディネーター的な役割を發揮しているもの
- オ 若者や子育て世代を支援するなど、多世代が支え合う活動を行っているもの
- カ デジタル技術の活用で成果を上げているもの
- キ その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの（ア～カの類型にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国に紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする（高技能労働者の継続就労、自らの知見の諸外国への発信、外国との国際交流活動など）。）

（2） 社会参加活動事例として紹介するグループ、団体等（以下「グループ等」という。）

以下の分野で①高齢者の知見を活用し、②高齢期の新しい価値観を提唱し、又は③多世代が共生する地域社会においてリーダーやコーディネーター的な役割を果たし、積極的な社会参加活動を実施しているもの。

- ア 支え合い活動（若者へのカウンセリング、子育て支援、高齢者の見守りなど）

- イ 生産、就業（起業及び起業のための支援活動を含む。）（高齢者が行う専門的業務、軽作業、農業、サービス業など）
- ウ 教育、文化（教養講座、読書会、演奏活動、子供会の育成、郷土芸能の伝承、知見の諸外国への発信、外国との国際交流活動など）
- エ 生活環境改善（環境美化、緑化推進、まちづくりなど）
- オ 安全管理（交通安全、防犯・防災など）
- カ 福祉、保健（在宅高齢者の生活支援、認知症高齢者への支援活動など）
- キ 地域行事（祭りなど地域の催物の運営など）
- ク デジタル技術を活用した社会活動
- ケ その他、広く全国に紹介することがふさわしいと認められるもの（ア〜クの事例区分にこだわることなく、事業の趣旨に照らして広く全国に紹介するに値すると考えられるユニークな事例も対象とする。）

3 紹介事例の選考手続

- （１） 都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）は、上記２に掲げる紹介事例の具体的類型及び事例区分に該当する事例を広く募集し、活動内容等を確認した上で、紹介事例の候補として総括表（別記１）、推薦書（別記２）及び活動内容が分かる資料（任意様式）（以下「申請書」という。）を内閣府に提出して推薦するものとする。なお、推薦事例数については、エイジレス・ライフ実践事例、社会参加活動事例それぞれ 10 事例を上限とする。

指定都市及び中核市以外の市区町村は、活動内容等を確認した上で、都道府県を通じて、紹介事例の候補の申請書を内閣府に提出して推薦するものとする。

- （２） 内閣府は、（１）により推薦された紹介事例を決定するに当たり、内閣府政策統括官（共生・共助担当）が依頼する有識者等から成る、「エイジレス・ライフ実践事例及び社会参加活動事例」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を開催する。内閣府は、選考委員会で作成された紹介事例の案を参酌して紹介事例を決定する。

4 紹介の方法

- （１） 内閣府は、紹介事例について広報啓発活動を行うとともに、紹介事例を推薦した都道府県等に対して、内閣府と連携した広報啓発活動の実施を呼び掛ける。
- （２） 内閣府は、紹介事例を推薦した都道府県等の協力の下に、その紹介事例の実践者及びグループ等の活動状況等について取材し、その一部については内閣府が主催する行事において紹介するものとする。
- （３） 内閣府が決定した紹介事例について、紹介事例を推薦した都道府県等は、ホームページ、機関誌、新聞等を通じて積極的に周知すること。

5 書状及び記念品の授与

内閣府は、紹介事例として決定した実践者及びグループ等に対し、その事例を推薦した都道府県等を通じて内閣府特命担当大臣名の書状と楯を伝達するものとする。